

(別添)改正内容②

<保安法人及び管理技術者の皆様へ>

受託している事業場の中で点検頻度を見直す事業場がある場合、換算係数の値も変わります。

設置者より提出される保安規程変更届と併せて受託事業場一覧表の提出をお願いいたします。

太陽電池発電設備専用の 受変電設備の点検頻度	圧縮係数
2ヶ月毎以上	0.36
3ヶ月毎以上	0.33
4ヶ月(5ヶ月含む)毎以上	0.32
6ヶ月毎以上	0.31

上記「圧縮係数」を用いて太陽電池発電設備全体(パネル、
パワコン等含む)の換算係数を算出する例は下記のとおり。

(例) 全量買取制度に基づく出力500kWの太陽電池発電設備を
2ヶ月点検で受託する場合

$$\rightarrow 0.6(\text{発電所の換算係数}) \times 0.36(\text{圧縮係数}) = 0.216$$

告示第249号第3条表中
「発電所」の項目における
「出力300kW以上600kW未満」の換算係数

上記表中、
「2ヶ月毎以上」の圧縮係数